

# 第114回定時株主総会資料

(交付書面への記載を省略した事項)

## <事業報告>

業務の適正を確保する体制および  
当該体制の運用状況  
特定完全子会社に関する事項  
親会社等との間の取引に関する事項  
会計参与に関する事項  
その他の

## <計算書類>

株主資本等変動計算書  
個別注記表

## <連結計算書類>

連結株主資本等変動計算書  
連結注記表

第114期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

## 株式会社 富山第一銀行

上記の事項につきましては、法令及び当行定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

## 8. 業務の適正を確保する体制および当該体制の運用状況

I. 当行は、会社法に規定されている業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）について取締役会で次の通り決議しております。

(1) 当行の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、当行ならびに子会社および子会社等から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制（会社法第362条第4項第6号）

- ① 取締役は、企業活動における法令・定款等の遵守を明示した「銀行員の行動規範」を定め、これを率先して実践するとともに、職員がこれを遵守するよう適切に指導・監督を行う。
- ② 取締役会は、「取締役会規程」を定め、原則として月1回以上開催し、法令・定款に従い重要な業務執行に関する意思決定を行うとともに、取締役から職務執行の状況について報告を受け、取締役の職務執行を監督する。
- ③ 取締役が他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合は、直ちに監査役および取締役会に報告するなどバナンス体制を強化する。
- ④ 取締役会は、「財務報告に係る内部統制の基本方針」等を制定し、財務報告の適正性を確保する体制を整備する。
- ⑤ 取締役会は、社会的責任と公共的使命を果たすため、「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決する」ことを基本方針とした「反社会的勢力等対応規程」等の策定とその周知徹底を図り、反社会的勢力排除の体制を整備する。
- ⑥ 取締役会は、「子会社および子会社等管理規程」の周知徹底により当行と子会社および子会社等から成る企業集団の業務の適正を確保する体制を整備する。

(2) 業務の適正を確保するための体制（会社法施行規則第100条）

- ① 当行の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（会社法施行規則第100条第1項第1号）
  - イ. 行内の文書の作成、保存および管理について定めた「セキュリティポリシー」および「文書規程」を、取締役会において制定し、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存する。
  - ロ. 取締役および監査役は、「文書規程」により、常時、上記文書等を閲覧できるものとする。
- ② 当行の損失の危険の管理に関する規程その他の体制（会社法施行規則第100条第1項第2号）
  - イ. 信用リスク、事務リスク、システムリスク、市場関連リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスク等のリスクの種類ごとに、リスク管理の目的、管理方針、管理のための組織および規程等を取締役会において決定する。
  - ロ. 内部監査部門として監査部を設置し、取締役会において「内部監査規程」を制定する。リスクの種類および程度に応じた監査方針、重点項目等の内部監査計画の基本方針を取締役会で決定し、これを踏まえて内部監査部門において実施し、その結果を定期的に取締役会に報告する。
- ハ. 災害発生時等の対応について「コンティンジェンシープラン」を策定するほか、不測の事態が発生した場合には、取締役会においてすみやかに対応責任者となる取締役を定め、対策本部を設置して迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める危機管理体制を整える。

- ③ 当行の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第3号）
- イ. 当行の経営方針および経営戦略に関わる重要事項については事前に、頭取、常務、その他の指名委員（取締役または執行役員等）によって構成される経営会議において議論を行い、その審議を経て執行決定を行う。
  - ロ. 迅速な意思決定と業務執行が可能となるように、取締役の員数を15名以内とするとともに、執行役員制度を導入し、業務の決定および執行の権限を大幅に執行役員に委譲する。
  - ハ. 取締役および使用人の職務の執行が効率的になされるよう、「職務分掌・権限規程」を取締役会において制定する。
- ④ 当行の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第4号）
- イ. 取締役会において、「コンプライアンス規程」、「銀行員の行動規範」等により、法令遵守と高い倫理観に基づく行動について周知・啓発し、コンプライアンスの確保に努める。
  - ロ. コンプライアンスの統括部署であるコンプライアンス／フィデューシャリー・デューティー部は、取締役及び使用人の法令等遵守状況について、取締役会および取締役会直属のコンプライアンス委員会に毎月1回以上報告を行い、検証を受け、必要に応じて改善を勧告あるいは命令を行う。
  - ハ. 各本店にコンプライアンスの実践についての責任者であるコンプライアンス・オフィサーを配置し、コンプライアンスに関する情報の一元的管理とコンプライアンスの徹底を図る。
  - ニ. 取締役会は、事業年度毎に「コンプライアンス・プログラム」を策定し、コンプライアンス／フィデューシャリー・デューティー部が、同プログラムに基づくコンプライアンス研修を取締役および使用人に対し実施し、コンプライアンス・オフィサーより実施報告を受け、コンプライアンスに関する教育が適切に行われていることを確認する。
  - ホ. 取締役会が定める「内部通報規程」に基づき、取締役および使用人（退職後1年以内の者を含む）が法令違反等の行為について通報ができる内部通報制度「企業倫理ダイレクトライン」の窓口を行内外に設置する。
  - ヘ. コンプライアンス／フィデューシャリー・デューティー部は、コンプライアンスに関する活動について、定期的に取締役会および監査役会に報告する。
  - ト. 事故防止のため、使用人の人事ローテーションや連続休暇制度を実施する。
- ⑤ 次に掲げる体制その他の当行ならびに子会社および子会社等から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第5号）
- イ. 当行の子会社および子会社等の取締役、執行役員、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者（ハ及びニにおいて「取締役等」という。）の職務の執行に係る事項の当行への報告に関する体制
    - ・当行は、「子会社および子会社等管理規程」において、子会社および子会社等の経営方針、財務状況、内部管理に関する事項、その他重要な事象の当行への報告を明記しその体制を整備する。

- ロ. 当行の子会社および子会社等の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・子会社および子会社等のリスク管理体制および危機管理体制ならびに情報管理体制については、当行の担当部署の指導・監督により、当行と子会社および子会社等全体として、適正な体制が確保されるようにする。
  - ・当行の内部監査部門は、子会社および子会社等の業務執行およびリスク管理の状況等について監査を実施する。
- ハ. 当行の子会社および子会社等の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・子会社および子会社等においても、業務の決定および執行についての相互監視が適正になされるよう、取締役会と監査役を設置する。
  - ・「子会社および子会社等管理規程」に基づく「子会社および子会社等社長会」を定例的に開催し、子会社および子会社等の重要な業務の決定を当行が管理するとともに、当行と子会社および子会社等全体の経営の基本戦略・経営計画等に係る協議を行う。
- 二. 当行の子会社および子会社等の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・当行が制定した「銀行員の行動規範」、「コンプライアンス規程」等および「企業倫理ダイレクトライン」を子会社および子会社等の役職員に適用し、当行のコンプライアンス／フィデューシャリー・デューティー部は、その啓発・指導・監督、周知徹底により当行と子会社および子会社等全体として適正な体制が確保されるようにする。
  - ・当行の子会社および子会社等においてもコンプライアンス・オフィサーの設置およびコンプライアンス・プログラムの策定、定期的なコンプライアンス研修の実施ならびにこれらの報告等により、当行コンプライアンス／フィデューシャリー・デューティー部は、当行と子会社および子会社等全体のコンプライアンスに関する情報の一元管理をはかる。
- (3) 当行の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項およびその使用人の当行の取締役からの独立性に関する事項ならびにその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第1号、第2号、第3号）
- ① 監査役の職務を補助するため、監査役室を設置する。監査役室の人員については、監査役会と協議のうえ、必要な人員を配置する。
  - ② 監査役室に所属する使用人の任命および異動については、あらかじめ監査役会の意見を聴取し、これを尊重する。
  - ③ 監査役室に所属する使用人は、他部署の役職員を兼務せず、監査役以外の者からの指揮・命令を受けないこととする。

- (4) 当行の取締役および使用人が当行の監査役に報告をするための体制ならびに当行の子会社および子会社等の取締役、監査役、執行役員、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当行の監査役に報告をするための体制（会社法施行規則第100条第3項第4号イ、ロ）、これらの報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制（会社法施行規則第100条第3項第5号）
- ① 当行と子会社および子会社等の取締役および使用人が当行の監査役に報告すべき事項および時期についての規程を定めることとし、当該規程に基づき、取締役および使用人は、法令等の違反行為、当行に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、銀行法に定める不祥事件に該当するおそれのある行為について当行の監査役に都度報告するものとする。前記にかかわらず、当行の監査役はいつでも必要に応じて、当行と子会社および子会社等の取締役および使用人に対して報告を求めることができる。
  - ② 当行が制定した「企業倫理ダイレクトライン」を当行と子会社および子会社等の全役職員に適用し、その適切な運用を維持することにより、法令違反その他コンプライアンス上の問題について当行の監査役への適切な報告体制を確保する。
  - ③ 「企業倫理ダイレクトライン」の担当部署は、当行と子会社および子会社等の役職員からの内部通報の状況について、定期的に当行の監査役に対して報告する。
  - ④ 当行は、これら報告を行ったものおよびその協力者に対し、当該報告したことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当行と子会社および子会社等の役職員に周知徹底する。
- (5) 当行の監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第6号）
- ① 当行は、監査役がその職務の執行について、当行に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- (6) その他当行の監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第3項第7号）
- ① 株主総会に付議する監査役選任議案の決定にあたっては、監査役会とあらかじめ協議をする。
  - ② 監査役は、取締役会のもとより、経営会議、その他の重要な会議に出席できる。
  - ③ 代表取締役は、監査役会と定期的に、当行が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換をする。
  - ④ 監査役からの求めがあるときは、内部監査部門が監査役へ協力する。

## Ⅱ．業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当行は、上記業務の適正を確保するための体制の各項目に記載した全ての行内規程及び必要な機関、会議体等の組織、体制等の整備を行い、適正な業務遂行等を保証する体制を構築しております。取締役会において継続的に経営上の新たなリスクへの対応策について検討し、必要に応じて既存規程及び業務の見直しを行い、内部統制システムの実効性の向上を図っております。

さらに、当行並びに子会社及び子会社等から成る企業集団全体に対して、コンプライアンス／フィデューシャリー・デューティー部と監査部が中心となり、内部統制システムの重要性和コンプライアンスに対する周知徹底、啓発等を継続的に行っております。

当企業集団全体の内部統制システムの整備・運用状況については、その遵守状況、重要な不備の有無等について監査部が定期的に内部監査を実施し、その結果を定期的に取締役会に報告しております。

監査役につきましては、監査が実効的に行われる体制を上記のとおり整備しております。監査役は、業務執行に関わる重要文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めるなど、監査部等内部監査部門の協力を得て、職務を適切に遂行しており、監査結果は定期的に取締役会に報告されております。

### 9. 特定完全子会社に関する事項

該当ありません。

### 10. 親会社等との間の取引に関する事項

該当ありません。

### 11. 会計参与に関する事項

該当ありません。

### 12. その他

該当ありません。

第114期( 2024年 4 月 1 日から  
2025年 3 月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

|                         | 株 主 資 本 |           |                |              |           |          |               |              |      |             |
|-------------------------|---------|-----------|----------------|--------------|-----------|----------|---------------|--------------|------|-------------|
|                         | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |                |              | 利 益 剰 余 金 |          |               |              | 自己株式 | 株主資本<br>合 計 |
|                         |         | 資本準備金     | そ の 他<br>資本剰余金 | 資本剰余金<br>合 計 | 利益準備金     | その他利益剰余金 |               | 利益剰余金<br>合 計 |      |             |
|                         |         |           |                |              |           | 別途積立金    | 繰越利益<br>剰 余 金 |              |      |             |
| 当 期 首 残 高               | 10,182  | 6,074     | －              | 6,074        | 4,108     | 38,860   | 40,442        | 83,410       | △586 | 99,080      |
| 当 期 変 動 額               |         |           |                |              |           |          |               |              |      |             |
| 剰 余 金 の 配 当             |         |           |                |              |           |          | △1,780        | △1,780       |      | △1,780      |
| 当 期 純 利 益               |         |           |                |              |           |          | 13,951        | 13,951       |      | 13,951      |
| 株式交付による増加               |         |           | 618            | 618          |           |          | －             | －            | 479  | 1,097       |
| 自 己 株 式 の 取 得           |         |           |                |              |           |          |               |              | △1   | △1          |
| 自 己 株 式 の 処 分           |         |           | 9              | 9            |           |          |               |              | 10   | 20          |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） |         |           |                |              |           |          |               |              |      |             |
| 当 期 変 動 額 合 計           | －       | －         | 627            | 627          | －         | －        | 12,171        | 12,171       | 488  | 13,287      |
| 当 期 末 残 高               | 10,182  | 6,074     | 627            | 6,701        | 4,108     | 38,860   | 52,613        | 95,582       | △98  | 112,368     |

|                         | 評 価 ・ 換 算 差 額 等           |                |                | 純資産合計   |
|-------------------------|---------------------------|----------------|----------------|---------|
|                         | そ の 他<br>有 価 証 券<br>評価差額金 | 土地再評価<br>差 額 金 | 評価・換算<br>差額等合計 |         |
| 当 期 首 残 高               | 44,537                    | 1,048          | 45,585         | 144,666 |
| 当 期 変 動 額               |                           |                |                |         |
| 剰 余 金 の 配 当             |                           |                |                | △1,780  |
| 当 期 純 利 益               |                           |                |                | 13,951  |
| 株式交付による増加               |                           |                |                | 1,097   |
| 自己株式の取得                 |                           |                |                | △1      |
| 自己株式の処分                 |                           |                |                | 20      |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） | △15,334                   | △16            | △15,351        | △15,351 |
| 当 期 変 動 額 合 計           | △15,334                   | △16            | △15,351        | △2,063  |
| 当 期 末 残 高               | 29,202                    | 1,031          | 30,234         | 142,603 |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法  
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法
  - (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
  - (2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)と同じ方法により行っております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法  
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）  
有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

|     |         |
|-----|---------|
| 建 物 | 21年～24年 |
| その他 | 4 年～20年 |
  - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）  
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
  - (3) リース資産  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準  
外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
6. 引当金の計上基準
  - (1) 貸倒引当金  
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。  
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。  
破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができると見られる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。  
上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予

想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2,983百万円であります。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払に備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：発生年度の翌事業年度に一括損益処理

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

(5) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払に備えるため、将来発生する可能性のある負担金支払見込額を計上しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、ヘッジ手段として各取引毎に個別対応のデリバティブ取引を行う「個別ヘッジ」を実施して、繰延ヘッジによっております。当行のリスク管理方法に則り、ヘッジ指定を行いヘッジ手段とヘッジ対象を一体管理するとともに、ヘッジ手段によってヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することでヘッジの有効性を評価しております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

8. 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

投資信託（上場投資信託を除く。）の解約損益については、個別銘柄ごとに投資信託解約益は「有価証券利息配当金」に、投資信託解約損は「国債等債券償還損」に計上しております。

## 重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

### 貸倒引当金

- (1) 当事業年度に係る計算書類に計上した額

貸倒引当金 9,380百万円

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

#### ①算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「重要な会計方針」「6. 引当金の計上基準」「(1) 貸倒引当金」に記載しております。

#### ②主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、特に返済状況、財務内容又は業績が悪化している債務者については、経営改善計画等の合理性及び実現可能性を評価して、設定しております。

#### ③翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

## 注記事項

(貸借対照表関係)

- |                                                                                                                                                                                                              |           |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 1. 関係会社の株式及び出資金総額                                                                                                                                                                                            | 2,594百万円  |
| 2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるものであります。 |           |
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額                                                                                                                                                                                           | 5,847百万円  |
| 危険債権額                                                                                                                                                                                                        | 19,183百万円 |
| 三月以上延滞債権額                                                                                                                                                                                                    | 41百万円     |
| 貸出条件緩和債権額                                                                                                                                                                                                    | 536百万円    |
| 合計額                                                                                                                                                                                                          | 25,608百万円 |

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は5,253百万円であります。
4. 担保に供している資産は次のとおりであります。
- |             |           |
|-------------|-----------|
| 担保に供している資産  |           |
| 有価証券        | 20,244百万円 |
| 担保資産に対応する債務 |           |
| 預金          | 567百万円    |
| 借入金         | 10,900百万円 |
- 上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券7,483百万円を差し入れております。
- また、その他の資産には、保証金は13百万円及び敷金は229百万円が含まれております。
5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は157,359百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが132,726百万円であります。
- なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
6. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
- |                                                                                                               |            |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 再評価を行った年月日                                                                                                    | 1999年3月31日 |
| 同法律第3条第3項に定める再評価の方法                                                                                           |            |
| 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める算定方法に基づき、地価税法に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価格（路線価）を基準として時価を算出してあります。 |            |
| 同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額                                          | 1,746百万円   |
7. 有形固定資産の減価償却累計額 11,628百万円
8. 有形固定資産の圧縮記帳額 76百万円
9. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は4,464百万円であります。
10. 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額 3百万円
11. 関係会社に対する金銭債権総額 22,572百万円
12. 関係会社に対する金銭債務総額 3,488百万円

(損益計算書関係)

|               |        |
|---------------|--------|
| 関係会社との取引による収益 |        |
| 資金運用取引に係る収益総額 | 617百万円 |
| 役務取引等に係る収益総額  | 7百万円   |
| その他の取引に係る収益総額 | 8百万円   |
| 関係会社との取引による費用 |        |
| 資金調達取引に係る費用総額 | 37百万円  |
| 役務取引等に係る費用総額  | 33百万円  |
| その他の取引に係る費用総額 | 216百万円 |

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

|         | 当事業年度<br>期首株式数 | 当事業年度<br>増加株式数 | 当事業年度<br>減少株式数 | 当事業年度末<br>株式数 | 摘 要      |
|---------|----------------|----------------|----------------|---------------|----------|
| 自己株式    |                |                |                |               |          |
| 普 通 株 式 | 932            | 407            | 778            | 560           | (注) 1, 2 |
| 合 計     | 932            | 407            | 778            | 560           |          |

(注) 1 自己株式の株式数の増加の内訳は、次のとおりであります。

|              |       |
|--------------|-------|
| 子会社からの現物配当   | 406千株 |
| 譲渡制限付株式の無償取得 | 1千株   |
| 単元未満株式の買取    | 0千株   |

2 自己株式の株式数の減少の内訳は、次のとおりであります。

|                 |       |
|-----------------|-------|
| 簡易株式交付          | 761千株 |
| 譲渡制限付株式報酬としての処分 | 17千株  |

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券

(2025年3月31日現在)

|          | 当事業年度の損益に含まれた<br>評価差額 (百万円) |
|----------|-----------------------------|
| 売買目的有価証券 | —                           |

2. 満期保有目的の債券

(2025年3月31日現在)

|                        | 種 類 | 貸借対照表計上額<br>(百万円) | 時 価<br>(百万円) | 差 額<br>(百万円) |
|------------------------|-----|-------------------|--------------|--------------|
| 時価が貸借対照表計上額を<br>超えるもの  | 国債  | —                 | —            | —            |
|                        | 地方債 | —                 | —            | —            |
|                        | 社債  | 920               | 935          | 15           |
|                        | その他 | —                 | —            | —            |
|                        | 小計  | 920               | 935          | 15           |
| 時価が貸借対照表計上額を<br>超えないもの | 国債  | 6,062             | 5,590        | △471         |
|                        | 地方債 | —                 | —            | —            |
|                        | 社債  | 3,624             | 3,604        | △19          |
|                        | その他 | —                 | —            | —            |
|                        | 小計  | 9,686             | 9,195        | △490         |
| 合                      | 計   | 10,606            | 10,131       | △475         |

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

(2025年3月31日現在)

|            | 貸借対照表計上額<br>(百万円) | 時 価<br>(百万円) | 差 額<br>(百万円) |
|------------|-------------------|--------------|--------------|
| 子会社・子法人等株式 | —                 | —            | —            |
| 関連法人等株式    | —                 | —            | —            |
| 合          | 計                 | —            | —            |

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

|            | 貸借対照表計上額<br>(百万円) |
|------------|-------------------|
| 子会社・子法人等株式 | 2,545             |
| 関連法人等株式    | —                 |

## 4. その他有価証券

(2025年3月31日現在)

|                      | 種 類 | 貸借対照表計上額<br>(百万円) | 取得原価<br>(百万円) | 差 額<br>(百万円) |
|----------------------|-----|-------------------|---------------|--------------|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの  | 株式  | 113,348           | 77,491        | 35,857       |
|                      | 債券  | 12,217            | 12,081        | 136          |
|                      | 国債  | 11,113            | 10,981        | 131          |
|                      | 地方債 | —                 | —             | —            |
|                      | 社債  | 1,104             | 1,099         | 4            |
|                      | その他 | 171,707           | 159,234       | 12,473       |
|                      | 小計  | 297,274           | 248,807       | 48,467       |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | 株式  | 19,970            | 22,798        | △2,828       |
|                      | 債券  | 85,696            | 87,782        | △2,085       |
|                      | 国債  | 14,606            | 14,913        | △306         |
|                      | 地方債 | 13,133            | 13,686        | △553         |
|                      | 社債  | 57,957            | 59,182        | △1,225       |
|                      | その他 | 46,231            | 47,283        | △1,051       |
|                      | 小計  | 151,898           | 157,864       | △5,966       |
| 合                    | 計   | 449,173           | 406,672       | 42,500       |

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額

|       | 貸借対照表計上額<br>(百万円) |
|-------|-------------------|
| 非上場株式 | 1,739             |
| 組合出資金 | 3,726             |

組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24－16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

## 5. 当事業年度中に売却したその他有価証券 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

|   |   | 売却額<br>(百万円) | 売却益の合計額<br>(百万円) | 売却損の合計額<br>(百万円) |
|---|---|--------------|------------------|------------------|
| 株 | 式 | 29,872       | 10,990           | 705              |
| 債 | 券 | 58,848       | —                | 1,742            |
| 国 | 債 | 51,118       | —                | 1,737            |
| 地 | 方 | 7,730        | —                | 5                |
| 社 | 債 | —            | —                | —                |
| そ | の | 88,086       | 5,021            | 4,104            |
| 合 | 計 | 176,808      | 16,011           | 6,553            |

## 6. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額は、16百万円（債券16百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、期末日における時価の簿価に対する下落率が30%以上の銘柄について減損処理の対象とし、下落率が50%以上の銘柄については、一律減損処理しております。また、下落率が30%以上50%未満の銘柄については、格付等を考慮した当行所定の基準に基づき減損処理しております。

（金銭の信託関係）

その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

（2025年3月31日現在）

|           | 貸借対照表計上額<br>(百万円) | 取得原価<br>(百万円) | 差 額<br>(百万円) | うち貸借対照表計上<br>額が取得原価を超え<br>るもの<br>(百万円) | うち貸借対照表計上<br>額が取得原価を超え<br>ないもの<br>(百万円) |
|-----------|-------------------|---------------|--------------|----------------------------------------|-----------------------------------------|
| その他の金銭の信託 | 700               | 700           | —            | —                                      | —                                       |

（注）「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

（税効果会計関係）

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

|              |           |
|--------------|-----------|
| 繰延税金資産       |           |
| 貸倒引当金        | 3,463百万円  |
| 退職給付引当金      | 639       |
| 減価償却費        | 1,093     |
| その他          | 957       |
| 繰延税金資産小計     | 6,153     |
| 評価性引当額       | △3,221    |
| 繰延税金資産合計     | 2,932     |
| 繰延税金負債       |           |
| その他有価証券評価差額金 | 13,262    |
| 繰延税金負債合計     | 13,262    |
| 繰延税金負債の純額    | 10,330百万円 |

## 2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が令和7年3月31日に成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の30.4%から、令和8年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については31.3%となります。この税率変更により、当事業年度の繰延税金負債は321百万円増加し、その他有価証券評価差額金は381百万円減少し、法人税等調整額は59百万円減少しております。再評価に係る繰延税金負債は16百万円増加し、土地再評価差額金は同額減少しております。

(1株当たり情報)

|               |           |
|---------------|-----------|
| 1株当たりの純資産額    | 2,236円95銭 |
| 1株当たりの当期純利益金額 | 218円29銭   |

(企業結合等関係)

連結計算書類「注記事項（企業結合等関係）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

# 第114期( 2024年 4 月 1 日から 2025年 3 月31日まで) 連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

|                         | 株 主 資 本 |           |           |         |             |
|-------------------------|---------|-----------|-----------|---------|-------------|
|                         | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |
| 当 期 首 残 高               | 10,182  | 6,266     | 85,918    | △586    | 101,781     |
| 当 期 変 動 額               |         |           |           |         |             |
| 剰 余 金 の 配 当             |         |           | △1,780    |         | △1,780      |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益 |         |           | 13,354    |         | 13,354      |
| 株式交付による増加               |         | 618       |           | 259     | 877         |
| 自 己 株 式 の 取 得           |         |           |           | △0      | △0          |
| 自 己 株 式 の 処 分           |         | 9         |           | 10      | 20          |
| 連結子会社株式の取得<br>による持分の増減  |         | 2,597     |           | 215     | 2,813       |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) |         |           |           |         |             |
| 当 期 変 動 額 合 計           | －       | 3,225     | 11,574    | 485     | 15,285      |
| 当 期 末 残 高               | 10,182  | 9,491     | 97,493    | △101    | 117,066     |

|                         | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 |                    |                      |                        | 非支配株主持分 | 純資産合計   |
|-------------------------|-----------------------|--------------------|----------------------|------------------------|---------|---------|
|                         | その他有価証券<br>評価差額金      | 土 地 再 評 価<br>差 額 金 | 退職給付に係る<br>調 整 累 計 額 | そ の 他 の 包 括<br>利益累計額合計 |         |         |
| 当 期 首 残 高               | 45,820                | 1,048              | 26                   | 46,895                 | 7,334   | 156,011 |
| 当 期 変 動 額               |                       |                    |                      |                        |         |         |
| 剰 余 金 の 配 当             |                       |                    |                      |                        |         | △1,780  |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益 |                       |                    |                      |                        |         | 13,354  |
| 株式交付による増加               |                       |                    |                      |                        |         | 877     |
| 自 己 株 式 の 取 得           |                       |                    |                      |                        |         | △0      |
| 自 己 株 式 の 処 分           |                       |                    |                      |                        |         | 20      |
| 連結子会社株式の取得<br>による持分の増減  |                       |                    |                      |                        |         | 2,813   |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) | △11,221               | △16                | △204                 | △11,442                | △7,334  | △18,777 |
| 当 期 変 動 額 合 計           | △11,221               | △16                | △204                 | △11,442                | △7,334  | △3,491  |
| 当 期 末 残 高               | 34,599                | 1,031              | △178                 | 35,452                 | －       | 152,519 |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

1. 子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。
2. 連結の範囲に関する事項
  - (1) 連結される子会社及び子法人等 5社  
会社名  
富山ファースト・ビジネス株式会社  
富山ファースト・リース株式会社  
富山ファースト・ディーシー株式会社  
株式会社富山ファイナンス  
株式会社ファーストバンク・キャピタルパートナーズ
  - (2) 非連結の子会社及び子法人等 1社  
FBキャピタル2号投資事業有限責任組合  
非連結の子会社は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。
3. 持分法の適用に関する事項
  - (1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等  
該当ありません。
  - (2) 持分法適用の関連法人等  
該当ありません。
  - (3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 1社  
FBキャピタル2号投資事業有限責任組合  
持分法非適用の非連結の子会社は、当期純利益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。
  - (4) 持分法非適用の関連法人等  
該当ありません。
4. 開示対象特別目的会社に関する事項  
該当ありません。
5. のれんの償却に関する事項  
該当ありません。
6. 会計方針に関する事項
  - (1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法  
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
  - (2) 有価証券の評価基準及び評価方法
    - ① 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社・子法人等株式及び持分法非適用の関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。  
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- ②金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記①と同じ方法により行っております。
- (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法  
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- (4) 固定資産の減価償却の方法
- ①有形固定資産（リース資産を除く）  
当行の有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
- |     |         |
|-----|---------|
| 建 物 | 21年～24年 |
| その他 | 4 年～20年 |
- 連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。
- ②無形固定資産（リース資産を除く）  
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- ③リース資産  
該当ありません。
- (5) 引当金の計上基準
- ①貸倒引当金  
当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
- 破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者と与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。
- 上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。
- なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2,983百万円であります。
- 連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。
- ②役員賞与引当金  
役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

③睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

④偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払に備えるため、将来発生する可能性のある負担金支払見込額を計上しております。

(6) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：発生年度の翌連結会計年度に一括損益処理

(7) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(8) 重要な収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用の計上基準

リース料受取時に経常収益と経常費用を計上する方法によっております。

(9) 重要なヘッジ会計の方法

①金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、ヘッジ手段として各取引毎に個別対応のデリバティブ取引を行う「個別ヘッジ」を実施し、繰延ヘッジによる会計処理を行っております。当行のリスク管理方法に則り、ヘッジ指定を行いヘッジ手段とヘッジ対象を一体管理するとともに、ヘッジ手段によってヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することでヘッジの有効性を評価しております。

②為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(10) 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

投資信託（上場投資信託を除く。）の解約損益については、個別銘柄ごとに投資信託解約益は「有価証券利息配当金」に、投資信託解約損は「その他業務費用」のうち国債等債券償還損に計上しております。

## 重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

### 貸倒引当金

(1) 当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した額

貸倒引当金 9,852百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

①算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「6. 会計方針に関する事項」「(5) 引当金の計上基準」「①貸倒引当金」に記載しております。

## ②主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、特に返済状況、財務内容又は業績が悪化している債務者については、経営改善計画等の合理性及び実現可能性を評価して、設定しております。

## ③翌連結会計年度に係る連結計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌連結会計年度に係る連結計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

## 注記事項

(連結貸借対照表関係)

### 1. 関係会社の株式及び出資金総額

(連結子会社及び連結子法人等の株式及び出資金を除く) 50百万円

### 2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるものであります。

|                    |           |
|--------------------|-----------|
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 | 5,852百万円  |
| 危険債権額              | 19,183百万円 |
| 三月以上延滞債権額          | 41百万円     |
| 貸出条件緩和債権額          | 536百万円    |
| 合計額                | 25,614百万円 |

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

### 3. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は5,253百万円であります。

### 4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 20,244百万円

担保資産に対応する債務

預金 567百万円

借入金 10,900百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券7,483百万円を差し入れております。

また、その他資産には、保証金13百万円及び敷金240百万円が含まれております。

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は157,906百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが132,879百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

1999年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める算定方法に基づき、地価税法に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額（路線価）を基準として時価を算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額1,746百万円

7. 有形固定資産の減価償却累計額 11,875百万円

8. 有形固定資産の圧縮記帳額 76百万円

9. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は4,464百万円であります。

（連結損益計算書関係）

「その他の経常費用」には貸出金償却1百万円、貸倒引当金繰入額33百万円、株式等償却7百万円及び株式等売却損705百万円を含んでおります。

（連結株主資本等変動計算書関係）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

|       | 当連結会計<br>年度期首株式数 | 当連結会計<br>年度増加株式数 | 当連結会計<br>年度減少株式数 | 当連結会計<br>年度末株式数 | 摘 要    |
|-------|------------------|------------------|------------------|-----------------|--------|
| 発行済株式 |                  |                  |                  |                 |        |
| 普通株式  | 64,309           | —                | —                | 64,309          |        |
| 合 計   | 64,309           | —                | —                | 64,309          |        |
| 自己株式  |                  |                  |                  |                 |        |
| 普通株式  | 932              | 58               | 429              | 560             | (注)1、2 |
| 合 計   | 932              | 58               | 429              | 560             |        |

(注) 1 自己株式の株式数の増加の内訳は、次のとおりであります。

連結子会社株式の取得による持分の増減  
譲渡制限付株式の無償取得  
単元未満株式の買取

56千株  
1千株  
0千株

2 自己株式の株式数の減少の内訳は、次のとおりであります。

簡易株式交付

412千株

譲渡制限付株式報酬としての処分

17千株

## 2. 配当に関する事項

### (1) 当連結会計年度中の配当金支払額

| (決議)                 | 株式の種類 | 配当金の総額   | 1株当たり配当額 | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|----------|----------|------------|------------|
| 2024年6月21日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 823百万円   | 13.00円   | 2024年3月31日 | 2024年6月24日 |
| 2024年10月28日<br>取締役会  | 普通株式  | 956百万円   | 15.00円   | 2024年9月30日 | 2024年12月5日 |
| 合 計                  |       | 1,780百万円 |          |            |            |

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの  
2025年6月24日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

①配当金の総額 1,211百万円

②1株当たりの配当額 19.00円

③基準日 2025年3月31日

④効力発生日 2025年6月25日

なお、配当原資は利益剰余金とする予定としております。

(金融商品関係)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

### (1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、銀行業及びリース業などの金融サービス事業を行っております。主として金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動による不利な影響が生じないように、当行では、金融資産及び金融負債の総合的管理（ALM）を行い、安定的な収益を確保する運営に努めております。

### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として国内の法人及び個人に対する貸出金であり、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。当期の連結決算日現在における貸出金は、経済環境等の状況の変化により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。また、有価証券は、主に株式、債券、投資信託であり、満期保有目的、純投資目的及び政策投資目的で保有しているほか、商品有価証券として売買目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク、為替の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債である譲渡性預金、コールマネー及び借入金等は、一定の環境の下で当行グループが市場を利用できなくなるリスク及び支払期日にその支払を実行できなくなるリスク等に晒されております。

### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

当行は、リスク毎に管理規程を制定し管理担当部署でリスクの測定、管理手法の研究、リスクの極小化、顕在化の未然防止策の検討、実践等を行い、その状況を経営管理部及びリスク管理委員会へ報告し、リスクの把握・統制に努めております。また、リスク管理委員会を毎月定例開催し、各リスクの現状の把握・分析・対応策等について検討し、その結果は、経営会議を経て毎月の取締役会に報告され、指示を得る体制となっております。

金融商品に係るリスクカテゴリー毎の管理体制は以下のとおりであります。

#### ①信用リスクの管理

当行グループは、当行の信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件毎の与信審査、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応などと信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほか市場に応じてコーポレート部・法人事業部・リテール部の3部署、ならびに経営管理部により行われ、また、定期的に経営陣による経営会議・投融資審査会等で、審議・報告を行っております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、市場金融部において、格付情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

#### ②市場リスクの管理

当行グループは、「市場リスク管理規程」において、リスクの定義、管理体制、測定・評価・管理の手法を定め、市場取引に係るリスクを把握するとともに、リスクの許容範囲を勘案し、これを総合的に管理することで、適正な収益の確保と市場関連業務の健全性・適切性を維持することを基本的なスタンスとしております。これらの市場リスク管理は、市場金融部及び経営管理部が行っております。

##### (i) 金利リスクの管理

月次ベースで市場金融部及び経営管理部において金融資産及び金融負債の金利や期間を総合的に把握し、金利感応度分析をはじめとするモニタリングを行い、ALM委員会において検討しております。これらの情報は経営管理部を通じ、リスク管理委員会及び経営会議において定期的に報告されております。

##### (ii) 為替リスクの管理

当行グループは、国際業務の為替の変動リスクに関して個別案件毎に管理するとともに、対顧客取引における為替変動リスクを回避するため為替予約取引等を行っております。また、有価証券運用に係る外貨建資産を含めて、市場金融部と経営管理部が連携し、為替変動リスクの継続的なモニタリングを行っております。これらの情報は経営管理部を通じ、リスク管理委員会及び経営会議において定期的に報告されております。

##### (iii) 価格変動リスクの管理

市場金融部において、6ヶ月毎に経営管理部との協議を経て、経済環境や金利見通しに基づく商品毎の基本スタンス・アセットアロケーションを含めた有価証券運用方針及び、ボリューム・利回り等からなる有価証券運用計画を策定し、リスク量の適切な運用及び管理を行っております。

また、市場金融部と経営管理部が連携して、価格変動リスクの継続的なモニタリングを行っております。これらの情報は経営管理部を通じ、リスク管理委員会及び経営会議において定期的に報告されております。

なお、上記の市場リスクに係るヘッジについては、必要に応じて当該金融資産・金融負債の担当部署がALM委員会に諮り、検討する態勢となっております。

##### (iv) 市場リスクに係る定量的情報

当行では、「貸出金」「有価証券」「預金」「借入金」等の市場リスクの影響を受ける金融商品を保有しております。これらの金融商品の市場リスクを把握するために、VaR（バリュー・アット・リスク）を使用して定量的に金利リスク、価格変動リスク及び為替リスクを計測しております。

当行では、VaRの計測手法として分散共分散法を採用しており、信頼区間は99%、観測期間は5年とし、保有期間については、純投資株式、投資信託は60日、政策投資株式は240日、債券、貸出金、預金等は120日、為替リスクは60日としております。

2025年3月31日における市場リスク量（市場価格のない株式等及び組合出資金の市場リスクは除く）は、全体で51,902百万円であります（金利リスク、為替リスク及び価格変動リスクを単純合算した合計額）。なお、当行の

内部管理上は、VaRから評価損益に含まれるリスクを調整（加算・減算）した値を使用しております。  
VaRは過去の市場変動をベースとし正規分布に基づいた発生確率で統計的に計測するため、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。  
当行では、有価証券についてモデルが算出するVaRと実際の損益とを比較するバックテストングを実施し、使用するモデルの精度を確認する等して適切に対応を図り、保守的にリスク管理を行っております。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当行グループは、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって資金管理を行い、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（（注1）参照）。また、現金預け金、外国為替（資産）、コールマネー及び売渡手形は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しており、連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目につきましても記載を省略しております。

(単位：百万円)

|             | 連結貸借対照表計上額 | 時 価       | 差 額     |
|-------------|------------|-----------|---------|
| (1) 有価証券    |            |           |         |
| 満期保有目的の債券   | 12,552     | 12,042    | △509    |
| その他有価証券(*1) | 468,312    | 468,312   | —       |
| (2) 貸出金     | 1,001,453  |           |         |
| 貸倒引当金(*2)   | △9,355     |           |         |
|             | 992,097    | 977,077   | △15,020 |
| 資 産 計       | 1,472,962  | 1,457,433 | △15,529 |
| (1) 預金      | 1,377,083  | 1,376,572 | △510    |
| (2) 譲渡性預金   | 20,000     | 20,000    | —       |
| (3) 借入金     | 14,809     | 14,813    | 3       |
| 負 債 計       | 1,411,893  | 1,411,385 | △507    |

(\*1) その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24－9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(\*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

| 区 分               | 連結貸借対照表計上額 |
|-------------------|------------|
| 非 上 場 株 式(*1)(*2) | 1,769      |
| 組 合 出 資 金(*3)     | 4,439      |

(\*1) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(\*2) 当連結会計年度において、非上場株式について7百万円減損処理をおこなっております。

(\*3) 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24－16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

|                        | 1年以内    | 1年超<br>3年以内 | 3年超<br>5年以内 | 5年超<br>7年以内 | 7年超<br>10年以内 | 10年超    |
|------------------------|---------|-------------|-------------|-------------|--------------|---------|
| 預け金                    | 69,287  | —           | —           | —           | —            | —       |
| 有価証券                   | 11,130  | 61,915      | 86,181      | 34,091      | 70,189       | 16,021  |
| 満期保有目的の債券              | 1,513   | 2,099       | 949         | 474         | 2,000        | 5,265   |
| うち国債                   | —       | —           | —           | —           | 2,000        | 4,000   |
| 地方債                    | —       | —           | —           | —           | —            | —       |
| 社債                     | 1,513   | 2,099       | 949         | —           | —            | —       |
| その他                    | —       | —           | —           | 474         | —            | 1,265   |
| その他の有価証券のうち<br>満期があるもの | 9,617   | 59,816      | 85,232      | 33,617      | 68,189       | 10,756  |
| うち国債                   | —       | 7,000       | —           | 4,000       | 13,000       | 2,000   |
| 地方債                    | 222     | 4,455       | 4,467       | 500         | 3,980        | —       |
| 社債                     | 4,070   | 27,800      | 25,600      | 1,200       | 1,200        | 4,500   |
| その他                    | 5,325   | 20,561      | 55,165      | 27,917      | 50,009       | 4,256   |
| 貸出金(*)                 | 324,099 | 68,448      | 97,575      | 108,307     | 123,632      | 251,207 |
| 合 計                    | 404,517 | 130,363     | 183,756     | 142,398     | 193,822      | 267,228 |

(\*) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない24,956百万円、期間の定めのないもの3,226百万円は含めておりません。

(注3) 借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

|       | 1年以内      | 1年超<br>3年以内 | 3年超<br>5年以内 | 5年超<br>7年以内 | 7年超<br>10年以内 | 10年超 |
|-------|-----------|-------------|-------------|-------------|--------------|------|
| 預金（*） | 1,217,756 | 116,144     | 43,182      | —           | —            | —    |
| 譲渡性預金 | 20,000    | —           | —           | —           | —            | —    |
| 借入金   | 12,000    | 2,578       | 231         | —           | —            | —    |
| 合 計   | 1,249,756 | 118,723     | 43,413      | —           | —            | —    |

（\*） 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度（2025年3月31日）

(単位：百万円)

| 区分      | 時価      |         |       |         |
|---------|---------|---------|-------|---------|
|         | レベル1    | レベル2    | レベル3  | 合計      |
| 有価証券    |         |         |       |         |
| その他有価証券 |         |         |       |         |
| 国債・地方債等 | 25,719  | 13,133  | —     | 38,853  |
| 社債      | —       | 64,104  | 200   | 64,304  |
| 株式      | 142,737 | —       | —     | 142,737 |
| その他     | 129,488 | 83,337  | 979   | 213,805 |
| 資産計     | 297,945 | 160,576 | 1,179 | 459,701 |

（\*） その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24－9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。第24－9項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は8,611百万円であります。

第24－9項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表

(単位：百万円)

| 期首残高  | 当期の損益又は<br>その他の包括利益 |                         | 購入、売却及<br>償還の純額 | 投資信託の基<br>準価額を時価<br>とみなすこと<br>とした額 | 投資信託の基<br>準価額を時価<br>とみなさない<br>こととした額 | 期末残高  | 当期の損益に計上した額<br>のうち連結貸借対照表日<br>において保有する投資信<br>託の評価損益 |
|-------|---------------------|-------------------------|-----------------|------------------------------------|--------------------------------------|-------|-----------------------------------------------------|
|       | 損益に計上<br>(＊１)       | その他の包括<br>利益に計上<br>(＊２) |                 |                                    |                                      |       |                                                     |
| 8,368 | —                   | 118                     | 124             | —                                  | —                                    | 8,611 | —                                                   |

(＊１) 連結損益計算書の「有価証券利息配当金」に含まれております。

(＊２) 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度（2025年3月31日）

(単位：百万円)

| 区分        | 時価    |           |         |           |
|-----------|-------|-----------|---------|-----------|
|           | レベル１  | レベル２      | レベル３    | 合計        |
| 有価証券      |       |           |         |           |
| 満期保有目的の債券 |       |           |         |           |
| 国債・地方債等   | 5,590 | —         | —       | 5,590     |
| 社債        | —     | 95        | 4,445   | 4,540     |
| その他       | —     | 1,911     | —       | 1,911     |
| 貸出金       | —     | —         | 977,077 | 977,077   |
| 資産計       | 5,590 | 2,006     | 981,522 | 989,120   |
| 預金        | —     | 1,376,572 | —       | 1,376,572 |
| 譲渡性預金     | —     | 20,000    | —       | 20,000    |
| 借入金       | —     | 10,900    | 3,913   | 14,813    |
| 負債計       | —     | 1,407,472 | 3,913   | 1,411,385 |

(注１) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資 産

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル１の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル２の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル２の時価に分類しております。

相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの割引現在価値法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価に当たっては観測可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、倒産確率及び倒産時の損失率等が含まれます。算定に当たり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル３の時価に分類しております。

貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。また、一部の個人ローンは、商品ごとの元利金の合計額を、同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。これらについては、レベル３の時価に分類しております。

負債

預金、及び譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価としております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル２の時価に分類しております。

借入金

借入金については、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しており、時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル３の時価、そうでない場合はレベル２の時価に分類しております。なお、約定期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル２の時価に分類しております。

(注２) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル３の時価に関する情報

- (1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報（2025年３月31日）  
該当ありません。
- (2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益（2025年３月31日）

(単位：百万円)

|         | 期首残高 | 当期の損益又は<br>その他の包括利益 |                         | 購入、<br>売却、<br>発行及び<br>決済の純額 | レベル３の<br>時価への<br>振替 | レベル３の<br>時価からの<br>振替 | 期末残高 | 当期の損益に計上<br>した額のうち連結<br>貸借対照表日にお<br>いて保有する金融<br>資産及び金融負債<br>の評価損益 |
|---------|------|---------------------|-------------------------|-----------------------------|---------------------|----------------------|------|-------------------------------------------------------------------|
|         |      | 損益に計上<br>(＊１)       | その他の<br>包括利益に<br>計上(＊２) |                             |                     |                      |      |                                                                   |
| 有価証券    |      |                     |                         |                             |                     |                      |      |                                                                   |
| その他有価証券 |      |                     |                         |                             |                     |                      |      |                                                                   |
| 社債      | 396  | —                   | 4                       | △200                        | —                   | —                    | 200  | —                                                                 |
| その他     | 786  | △105                | 92                      | 205                         | —                   | —                    | 979  | —                                                                 |

(＊１) 連結損益計算書の「有価証券利息配当金」に含まれております。

(＊２) 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(3) 時価の評価プロセスの説明

当行グループは、時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿って各所管部署等が時価を算定しております。算定された時価は、リスク管理部署にて時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。

時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

該当ありません。

(税効果会計関係)

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が令和7年3月31日に成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する連結会計年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の30.4%から、令和8年4月1日以後開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については31.3%となります。

この税率変更により、当連結会計年度の繰延税金資産は1百万円増加し、繰延税金負債は321百万円増加し、その他有価証券評価差額金は381百万円減少し、退職給付に係る調整累計額は0百万円増加し、法人税等調整額は、61百万円減少しております。再評価に係る繰延税金負債は16百万円増加し、土地再評価差額金は同額減少しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

(単位：百万円)

| 区分        | 当連結会計年度 |
|-----------|---------|
| 経常収益      | 48,513  |
| うち役務取引等収益 | 2,642   |
| 預金・貸出業務   | 1,075   |
| 為替業務      | 470     |
| 投資信託業務    | 811     |
| 代理業務      | 236     |
| その他       | 47      |

(注) 役務取引等収益は銀行業から発生しております。なお、上表には企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」等に基づく収益も含んでおります。

(1株当たり情報)

|                         |           |
|-------------------------|-----------|
| 1株当たりの純資産額              | 2,392円50銭 |
| 1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額 | 208円95銭   |

(企業結合等関係)

共通支配下の取引等（簡易株式交付等による連結子会社3社の完全子会社化）

当行は、2024年2月26日開催の取締役会において、2024年4月1日を効力発生日として、当行を株式交付親会社、連結子会社である富山ファースト・リース株式会社を株式交付子会社とする株式交付を行うこと、及び当行を株式交付親会社、連結子会社である株式会社富山ファイナンスを株式交付子会社とする株式交付を行うこと、並びに同月3日に富山ファースト・リース株式会社及び株式会社富山ファイナンスによる自己株式取得並びに当行による株主との相対取引での株式取得を行うことを決議し、同月3日に富山ファースト・リース株式会社及び株式会社富山ファイナンスを当行の完全子会社としました。

また、あわせて当行は、同取締役会において、連結子会社である富山ファースト・ディーシー株式会社について、富山ファースト・ディーシー株式会社による自己株式取得及び当行による株主との相対取引での株式取得を行うことを決議し、2024年4月3日に当行の完全子会社としました。

富山ファースト・リース株式会社

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合当事企業の名称：富山ファースト・リース株式会社

事業の内容：リース業

(2) 企業結合日

株式交付の効力発生日：2024年4月1日

株式取得日：2024年4月1日及び2024年4月3日

(3) 企業結合の法的形式

当行を株式交付親会社とし、対象会社を株式交付子会社とする株式交付及び株主（他の連結子会社）からの株式取得

(4) 結合後企業の名称

変更ありません。

(5) その他取引の概要に関する事項

本完全子会社化により、当行の連結子会社5社の全てを完全子会社とすることで、当行グループの経験やノウハウを活かし、経営資源の集約や再配置等、当行グループを挙げた効率化やシナジー効果の追求の他、当行グループとしてダイナミックな業務範囲の拡大やグループ・ガバナンスの一層の強化等に取り組みながら、地域社会やお客さまの課題を解決する当地に不可欠な存在となるよう取組んでまいります。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引等として処理しております。

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

①取得の対価及びその内訳

取得の対価 普通株式 131百万円

取得原価 131百万円

②株式の種類別の交付比率

|        | 当行<br>(株式交付親会社) | 富山ファースト・リース株式会社<br>(株式交付子会社) |
|--------|-----------------|------------------------------|
| 株式交付比率 | 1               | 1,750                        |

③株式交付比率の算定方法

当行は、株式交付比率の検討に際し、その公平性・妥当性を確保するため、当行及び富山ファースト・リース株式会社から独立した第三者算定機関に本株式交付比率の算定・分析を依頼し、慎重に協議・検討を重ねた結果、本株式交付比率は妥当であり、当行株主の皆様の利益に資するものと判断いたしました。

④交付株式数

208,250株

4. 子会社株式の追加取得に関する事項

取得原価及びその内訳

|       |       |        |
|-------|-------|--------|
| 取得の対価 | 現金預け金 | 548百万円 |
| 取得原価  |       | 548百万円 |

株式会社富山ファイナンス

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合当事企業の名称：株式会社富山ファイナンス

事業の内容：金銭の貸付業務等

(2) 企業結合日

株式交付の効力発生日：2024年4月1日

株式取得日：2024年4月1日及び2024年4月3日

(3) 企業結合の法的形式

当行を株式交付親会社とし、対象会社を株式交付子会社とする株式交付及び株主（他の連結子会社）からの株式取得

(4) 結合後企業の名称

変更ありません。

(5) その他取引の概要に関する事項

本完全子会社化により、当行の連結子会社5社の全てが完全子会社となることで、当行グループの経験やノウハウを活かし、経営資源の集約や再配置等、当行グループを挙げた効率化やシナジー効果の追求の他、当行グループとしてダイナミックな業務範囲の拡大やグループ・ガバナンスの一層の強化等に取り組みながら、地域社会やお客さまの課題を解決する当地に不可欠な存在となるよう取組んでまいります。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引等として処理しております。

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

①取得の対価及びその内訳

|       |      |        |
|-------|------|--------|
| 取得の対価 | 普通株式 | 348百万円 |
| 取得原価  |      | 348百万円 |

②株式の種類別の交付比率

|        | 当行<br>(株式交付親会社) | 株式会社富山ファイナンス<br>(株式交付子会社) |
|--------|-----------------|---------------------------|
| 株式交付比率 | 1               | 25,142                    |

③株式交付比率の算定方法

当行は、株式交付比率の検討に際し、その公平性・妥当性を確保するため、当行及び株式会社富山ファイナンスから独立した第三者算定機関に本株式交付比率の算定・分析を依頼し、慎重に協議・検討を重ねた結果、本株式交付比率は妥当であり、当行株主の皆様の利益に資するものと判断いたしました。

④交付株式数

553,124株

4. 子会社株式の追加取得に関する事項

取得原価及びその内訳

|       |       |        |
|-------|-------|--------|
| 取得の対価 | 現金預け金 | 464百万円 |
| 取得原価  |       | 464百万円 |

富山ファースト・ディーシー株式会社

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合当事企業の名称：富山ファースト・ディーシー株式会社

事業の内容：クレジットカード業務等

(2) 企業結合日

株式取得日：2024年4月3日

(3) 企業結合の法的形式

株主（他の連結子会社）からの株式取得

(4) 結合後企業の名称

変更ありません。

(5) その他取引の概要に関する事項

本完全子会社化により、当行の連結子会社5社の全てが完全子会社となることで、当行グループの経験やノウハウを活かし、経営資源の集約や再配置等、当行グループを挙げた効率化やシナジー効果の追求の他、当行グループとしてダイナミックな業務範囲の拡大やグループ・ガバナンスの一層の強化等に取り組みながら、地域社会やお客さまの課題を解決する当地に不可欠な存在となるよう取組んでまいります。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引等として処理しております。

3. 子会社株式の追加取得に関する事項

取得原価及びその内訳

|       |       |        |
|-------|-------|--------|
| 取得の対価 | 現金預け金 | 337百万円 |
| 取得原価  |       | 337百万円 |